

2023年度の主な改定と変更

1. 認定・審査の手順と方法 (2022.12.26)

項目	変更前	変更後
3.3	審査研修員は、将来審査員となるための経験を積むことを目的として審査チームに参加する。審査研修員は、自らの意志で点検や審査を行うことはできないが、審査団長又は主審査員の要請に応じて審査チーム内で参考意見を述べるができる。	審査研修員は、自己点検書を精査し、その結果を主審査員に参考意見として提出の上、実地審査に参加する。また審査団や審査チーム内での議論の場限り、審査団長又は主審査員の下承を得て発言できるが、判定には関与できない。

2. 自己点検書作成の手引き (2022.12.26)

- 「1.2 他の第三者評価機関による結果を活用する場合の留意事項」を追加

3. プログラム名に関する注意 (2022.12.22)

- 記載を全面的に見直し（ただし、内容に大きな変更はなく、主として理解を助けるための説明の追加等である。）

4. JABEE認定プログラムProgram Titleの付け方について (2023.5.19)

- 分野別推奨Program Title一覧の「工学（融合複合・新領域）及び関連のエンジニアリング分野」にStructural Engineeringを追加

5. 審査団の構成基準（学士課程／修士課程用）／審査団の構成基準（建築系学士修士課程用） (2023.12.26)

項目	変更前	変更後
5(7) (学士／修士) 4(7) (学士修士)	新規審査又は認定継続審査の審査研修員として実地審査を経験していること。なお、最近6年以内に主審査員、副審査員又は審査研修員として実地審査を経験していることが望ましい。	新規審査又は認定継続審査の審査研修員として実際の審査の場での研修を的確に経験していること。なお、最近6年以内に主審査員、副審査員又は審査研修員を経験していることが望ましい。

6. 審査のガイドライン（第4版）（2022.12.26）

項目	変更前	変更後
1(2)	<p>COVID-19の影響により、オンライン等に変更されて実施された教育方法や教育内容に関しては、2020年度認定申請の審査に関しては、2019年度末までの学習・教育への影響は大きくないと判断し、2020年度の自己点検書には記載不要とする。2021年度以降認定申請の審査の自己点検書には、教育機関全体としての対応方針（特に、実験、実習はどのような方法を採用したか等）を自己点検書（概要編）に簡潔に記載し、個々の科目の対応については記載不要とする。審査では記載内容に基づき、安全の確保のためにやむを得ない対応の範囲内で教育の質の維持に努力していることを確認する程度にとどめる。</p>	<p>COVID-19の影響により、特例的にオンライン等に変更されて実施された教育方法や教育内容に関しては、教育機関全体としての対応方針（特に、実験、実習はどのような方法を採用したか等）を自己点検書（概要編）に簡潔に記載し、個々の科目の対応については記載不要とする。審査では記載内容に基づき、安全の確保のためにやむを得ない対応の範囲内で教育の質の維持に努力していることを確認する程度にとどめる。</p>
3(1)	<p>実地審査で確認していた「自己点検書及び事前説明では確認できない(判定できない)認定基準との適合具合の確認・判定」を、Web会議で効果的・効率的に代替して評価・判定を行い、原則として実地審査は実施しない。</p>	<p>従来の実地審査で確認していた「自己点検書及び事前説明では確認できない(判定できない)認定基準との適合具合の確認・判定」を、Web会議で効果的・効率的に代替して評価・判定を行うことを原則とする。このため、現地訪問による実地審査（以下「訪問審査」と称する。）は(2)で示す「やむを得ない場合」以外には実施しない。</p>
3(1)	<p>実地審査に相当するWeb会議は、実地審査の効率的・効果的な代替が期待できる場合に、開催日時を分散してもよい。但し、Web会議及びその結果の検討時間の合計が、従来の実地審査に要する時間を上回らないことを原則とする。</p>	<p>削除</p>
3(2)	<p>自己点検書及びWeb会議で確認できない項目が残った場合（例えば、認定基準への適合の程度を判定するために必須かつ代替できない資料について、学内規則その他の理由により Web会議で提示できない場合）等、Web会議で実地審査の代替が不可能な場合のみ、実地審査を実施する。</p>	<p>Web会議では実地審査の実施が不可能な場合にのみ訪問審査を実施する。自己点検書及び Web会議で確認できない項目が残った場合（例えば、認定基準への適合の程度を判定するために必須かつ代替できない資料、展示・模型等の成果物について、学内規則その他の理由により Web会議で提示できない場合）が想定される。</p>

3(2)	なし	<p>訪問審査実施の可能性が高いと審査団長または主審査員が判断した時点で、主審査員は審査チーム派遣機関に、また、審査団長はJABEE（事務局）にそれぞれ連絡し、訪問審査の必要性及び費用面等に関して相談する。その後、訪問審査実施を決定した時点で、主審査員は審査チーム派遣機関に、また、審査団長はJABEE（事務局）に、その旨をそれぞれ報告する。相談・報告を受けた審査チーム派遣機関は当該分野審査委員会に、また、JABEE（事務局）は審査・認定を担当する認定・審査調整委員会にその旨をそれぞれ速やかに報告する。</p>
5(3)	<p>実地審査が行われる場合でも審査研修員は参加しない。本ガイドラインに基づく審査に参加した審査研修員は、審査の全体的活動への参加が十分と主審査員が認めた場合に副審査員となるための資格を得られるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 審査研修員は、将来審査員となるための経験を積むことを目的として、実地審査のうちWeb会議による部分に参加する。その際、審査研修員は審査団や審査チーム内での議論の場に限り、審査団長又は主審査員の了承を得て発言できるが、判定には関与できない。すなわち、Web会議のうち、教育機関／プログラム運営組織の関係者がいる場での発言は許されない。一方、必要最小限の人数で行う訪問審査による部分に審査研修員は参加できない。 • 本ガイドラインに基づく審査に参加した審査研修員は、審査の全体的活動への参加が十分と認められた場合に、副審査員の候補者資格が得られる。 • 主審査員は、審査研修員の審査の全体的活動への参加状況に関する情報を審査チーム派遣機関に提供する。審査チーム派遣機関は、収集した情報に基づき審査研修員への副審査員資格付与について検討・決定する。

以上